

札幌市子どもの権利条例検討会議

第1回検討会議（兼委嘱状交付式）

会 議 録

日 時 : 平成19年8月27日（月） 17時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎12階 1～3号会議室

【 委嘱状交付式 】

1. 開 会

○子ども未来局高屋敷部長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

なお、報告事項でございますけれども、阿部智恵美委員からは遅参する旨の連絡がございました。

皆様、本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、札幌市子どもの権利条例検討会議委嘱状交付式並びに第1回目の検討会議を開催させていただきます。

なお、初回でございますので、座長が決定するまでの間、事務局の方で進行を担当させていただきます。

私は、札幌市子ども未来局子ども育成部長の高屋敷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

○高屋敷部長 初めに、委嘱状交付式を行います。

なお、本来であれば、上田市長からお一人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますが、この後の検討会議の進行上、あらかじめ委員の皆様の皆様の席に委嘱状と諮問書を配付させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

それでは、検討会議の委員に就任いただく皆様をお一人ずつご紹介させていただきます。紹介は、五十音順でさせていただきます。

初めに、札幌市PTA協議会会長の天谷一男委員です。

次に、臨床心理学の専門家でございます札幌学院大学人文学部教授の市川啓子委員です。

次に、公募委員の伊東牧子委員です。

次に、NPOの分野から、チャイルドラインさっぽろの代表理事でございます今川民雄委員です。

次に、中学校校長会から、札幌市立中央中学校校長の植村敏視委員です。

次に、地域で子どもに関する取り組みを实践されております民生委員・児童委員の分野から、中央区東地区民生委員児童委員協議会会長の木村初江委員です。

次に、小学校校長会から、札幌市立白楊小学校校長の鈴木眞行委員です。

次に、弁護士でいらっしゃいます高橋司委員です。

次に、法学の専門家でございます北海学園大学法学部教授の千葉卓委員です。

次に、札幌人権擁護委員協議会常務委員で弁護士の八代眞由美委員です。

最後に、公募委員の渡辺真央人委員です。

3. 市長あいさつ

○高屋敷部長 それでは次に、検討会議の委員の皆様にも、諮問の趣旨を含めまして、上田市長からごあいさつを申し上げます。

○上田市長 札幌市長の上田文雄でございます。

本日は、皆様には、お忙しい中をお集まりいただきました。そして、子どもの権利条例の制定をするための検討委員として皆様方に委嘱し、ご就任をいただきました。本当にお忙しい中をお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

子どもの権利条例の制定につきましては、既にいろいろな新聞報道等でご承知かと思いますが、1989年11月20日に、国連において、満場一致といいますか、全会一致で子どもの権利条約が制定、採択をされ、日本もそれから5年後の1994年に国会で承認され、既に子どもの権利条約が国内法的な効力を発効しているところであります。

子どもの権利条約が既に発効して日本の国内法的な効力を持っているのに、なぜ、その上に子どもの権利条例がこの札幌市において必要なのかということについてはさまざまな意見がございます。しかし、私は、子どもの権利条例が何で必要なのかというふうに言われること自体が、多分、条例が必要な根拠ではなかろうかと、この間、申し上げてまいりました。子どもの権利条約が一体どんな内容なのかということについてなかなか周知が図られない状況の中で、この条例をつくり、行政、市民、企業、さまざまな団体が子どもの権利条約の意味をしっかりと確認し、認識し、それを実践していくということがなければ権利を保護することができないというふうに思うからであります。

私たちは、札幌市におけるさまざまな行政場面におきまして、子どもが本当に健やかに育つことができる環境をつくっていくことは、大人の責任であり、そして、私たち行政の責任でもあるというふうに考えております。

殊さら、子どもの権利というふうに言いますと、なかなかとげがあるということもいろいろ言われております。権利、権利と言って、義務はどうなのだという議論や、今、自由な社会になって、これ以上、子どもが権利などと言うとわがままになるのではないかと。学校においては、先生方も学級運営等について非常に苦勞されている中で、今さら子どもに権利を認めると、これを乱用されてクラスを運営していくことが非常に困難になっていく、わがままな子どもたちに対して、自分たちが主張をする根拠をわざわざ与えてしまうことになるのではないかと、それが心配だというふうなことも言われております。

しかし、私たち大人の世界でも基本的人権というものがございます。その権利を認めることによって、大人がわがままになったであらうでしょうか。私は、権利というものをしっかり学ぶことによって、十分な人格が発達を遂げ、そして、それを行使することによって、世の中の本当に大事なものをみんな大事にしていく、そういうことが行われることによって上手にいい社会になっていくのだらうと思っております。

子どもであっても、大人であっても、わがままのために使うのが権利ではありません。さまざまな場面において必要な権利を行使することができる社会がまともな社会であり、そして、間違っただけを許さない、そんな社会になるのだと私は考えております。そこをあいまいにすることによって権利を十分行使できない状況がもしあるとすれば、それは間違っただけになるのではないかと考えているところでもあります。

人々がわがままになる、それは、人の権利を認めないからであります。自分の権利を認める、主張するということは、人の権利も大事にするということでございます。そういうことがわかる子どもたちになり、そして、そういうことを理解しながら大人になっていく、そんな社会を目指していきたいというふうに思います。行政あるいは学校現場等でも、子どもの権利を正しく認識することによって、私たちの社会がよりすばらしいものになっていくように努力を重ねていかなければならない、こんなふうに思っているところでございます。

殊さら子どもに焦点を当てるのは、子どもというのが特殊な存在だと考えるからであります。特殊というのはどういうことかといいますと、唯一、大人と違うところは、私は、子どもは成長・発達をしていく過程にあるからだというふうに思います。その特徴をしっかり押さえて、成長・発達していく、その権利を阻害しないように、大人たちが十分に配慮をしていく、そういう制度であってほしい、こんなふうに私は思っているところでございます。

さまざまなお立場の皆さん方がお集まりになって、子どもの権利について活発に議論をしていただく中で、私どもの目指す社会が、子どもの成長・発達権を十分に保障し、お互いに権利が守られ、そして、いかにものはいかに、主張すべきものは主張することができる、そういう市民社会の担い手を私たちが育てていく、その育ちを阻害しないようにしていく、そんな社会をつくっていくことができればというふうに考えているところでございます。

一度、ことしの第1回定例議会に、たくさんの検討委員の皆さん方にご検討いただき、また、30人ほどの子どもたちの子ども委員会での議論も経て条例案をつくり、提案させていただきました。しかし、残念ながら、もう少し議論が足りないのではないかとということで否決をされた経過があります。私は、再び、皆さん方のお知恵を拝借し、子どもの権利条例案をつくって、議会に皆さん方の意見を伝えながら提案させていただきたいというふうに考えております。

特に、子どもの権利救済ということについては、この2月に提案いたしました条例案にはまだ課題として残されておりました。子どもの権利のオンブズマン制度、あるいは救済制度といったものをどうするかということについても、皆様方にしっかりご議論いただきたいというふうに思っております。

その中の一つに、これは私の考えでございますけれども、権利を救済するのに第三者機関ということをよく言われまして、大人に救済を求めるのも一つの方法であります、子

どもたち自身で解決することができないだろうか、そういうチャンスがあってもいいのではないかと思います。子ども同士のいじめの問題があれば、そのことを上級生の子どもたちが聞き届けて、子どもたち自身で解決するチャンスがあってもいいのではないか。中学生にもなれば、判断能力は十分にあります。そういうふうに分たちの世代の問題を自分たちの問題としてとらえていく、解決していく能力を身につけること自体が、権利を学習する非常に大きなチャンスではないか、私はそんなふうにも思ったりいたします。思いつきではありますけれども、先生方にも少しお考えいただきたいなと思っているところでございます。

皆様には、お忙しい中をお集まりいただきまして、大変な問題をご議論いただくということでございますので、ご苦勞も大変多いかと思っておりますけれども、この問題は、私どもの札幌市、これからの札幌市を担っていく本当に立派な市民になっていただくための子どもの成長・發達をどう保障していくかという大事な問題でございます。ぜひとも、皆様方のお知恵を十分に拝借しながらご提言等をちょうだいしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1回目の冒頭でございますが、私からのお願いということでお話しさせていただきました。

本日は、お集まりいただきましたこと、また、お引き受けいただきましたことに心から感謝を申し上げます、今後のご尽力に心からご期待申し上げます。

ありがとうございました。

○高屋敷部長 ありがとうございました。

上田市長は、この後、公務がございまして、これで失礼させていただきたいと思いません。

○上田市長 申しわけありません。

今、軍縮会議が行われていますが、きのう、軍縮会議の中で東ちづるさんという方の講演会がございました。そのお話の中で、彼女は、ドイツの平和村というところで、戦争で傷ついた子どもをたくさん集めて治療をし、そして自分の国に帰っていくという活動にボランティアで参加されているということでしたが、その中でいい言葉がございました。子どもは、自分のことをちゃんと主張するようにならなければだめなのだ、そういうことをできる人が人の権利を守ることができるのだと、彼女は、ボランティア活動の中で子どもたちに接するときそうやって教えるのだと言っておられました。私は、子どもの権利というものを考えるときに、本当に正しい視点を持っておられるすばらしい方だなというふうに、きのう、感動して聞いてきたところでございます。ぜひ、皆さん方にもご参考にしていただければというふうに思います。

途中で退席いたします失礼をお許しいただきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

[市長退席]

◎事務局紹介

○高屋敷部長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

本検討会議の事務局は、子ども未来局と教育委員会が合同で当たっております。

まず、子ども未来局でございますが、八反田局長です。

大古子どもの権利推進課長です。

次に、教育委員会でございますが、奥岡教育長です。

北原教育次長です。

西村指導担当部長です。

池上指導担当課長です。

今、見えましたけれども、西村学校教育部長です。

なお、事務局職員につきましては、必要性に応じて随時入れかわることを申し上げます。

4. 閉 会

○高屋敷部長 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。

【 第1回検討会議 】

1. 開 会

○高屋敷部長 引き続き、第1回検討会議に移らせていただきたいと思います。

2. 議 事

○高屋敷部長 初めに、座長と副座長の選出をさせていただきたいと思います。

座長、副座長につきましては、検討会議設置要綱に基づきまして、委員の互選により選出するというふうに決められておりますけれども、委員の皆様から選出方法につきまして何かご意見はございますでしょうか。

○A委員 Aですが、よろしいでしょうか。

○高屋敷部長 A委員、どうぞ。

○A委員 先ほど、上田市長の方から、大きな骨格として救済制度というものをおっしゃっておいりましたので、できれば法学関係の学識経験者の方がよろしいのではないかと考えています。

私個人としては、委員の方々を見ますと、座長には千葉委員を、副座長には市川委員が妥当ではないかと思っております。皆さんでお諮りいただければと思います。

○高屋敷部長 ただいまA委員の方からご推薦がございましたけれども、皆さん、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○高屋敷部長 ご異議ございませんでしょうか。

それでは、本会議に関しましては、今ご推薦がありましたとおり、座長を千葉卓委員、副座長を市川啓子委員とさせていただきたいと思います。

お二人には、所定の席にお移りいただきまして、それぞれ一言ずつごあいさつをいただければと思います。

なお、その後の進行は、座長の方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

[座長、副座長、所定の席に着く]

○座長 ただいま、互選によりまして座長となりました千葉と申します。

こうやって見渡してみますと、多分、私は髪も一番白くて年長だということで座長になったのではないかというふうに思っております。

私の座長としての役割は、特に皆様の意見をまとめることにあるのだというふうに思っておりますので、今後、任期が終わるまでそれに徹する所存でおります。そして、その結果、最後にはここにおられる皆さんが満足できるような内容の案ができ上がることを楽しみにしていることを申し上げまして、簡単ではございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。

皆様、よろしく願いいたします。

○副座長 市川でございます。

ただいま、副座長という大任を仰せつかりましたけれども、私自身はずっと子どもの心の問題に直接携わってまいりまして、現在も毎日のように叫び声を上げている子どもたちと一緒に過ごす日々であります。その中で、やはり、子どもが本当に自分の気持ちを伝えることの大切さを感じております。そういう意味でも、座長を補佐して一つの形のある結論が出てくることを大変に心から願ってこの任を果たさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○座長 それでは、早速でございますけれども、本日の議事に入らせていただきます。

なお、会議の終了時刻は一応7時半を予定しておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

まず、この会議の諮問事項について確認しておきたいというふうに思いますが、その前に、子どもの権利条例に関する札幌市のこれまでの取り組みと申しますか、この検討会議というものが設置されるに至った経緯をおさらいしておきたいと思っております。

この点につきましては、事務局の方からまず説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○子ども未来局大古課長 事務局の大古と申します。

これまでの経緯と札幌市における主な取り組み、さらに当初の条例案につきまして、私の方から説明させていただきます。

少々長くなりますので、済みませんが、座って失礼させていただきます。

それでは、お手元の資料4、条例制定に向けたこれまでの経緯等について書かれた資料をごらんいただきたいと思います。

札幌市の子どもの権利に関する取り組みといたしましては、1989年に国連で採択され、1994年に日本も批准した子どもの権利条約がもとになっております。その後、さまざまな普及啓発活動に始まり、子どもの権利に関する先行事例の研究や専門家を招いた講演会といったものを経て、平成17年4月に札幌市子どもの権利条例制定検討委員会を立ち上げ、条例制定への本格的な取り組みが始まりました。

この委員会は、大学研究者、学校現場の実践者を初めとして、公募委員8人、そして高校生3人を含む合計25人で構成される委員会でございます。市民参加、子ども参加のもと、懇談会や出向き調査などにより札幌の現状を踏まえながら1年間かけて条例に盛り込む内容を最終答申にまとめ、これをもとに札幌市が条例素案を作成し、昨年、平成18年7月にパブリックコメントを実施いたしました。

特に、子どもの参加という点では、小学5年生から高校3年生までの32人の子どもたちから成る子ども委員会を18年2月に立ち上げ、半年間で8回の委員会を開き、子どもたちにとって大切な権利は何かといった問題について活発な議論を展開するとともに、検討委員会のメンバーとの意見交換を踏まえ、提案書をまとめたところです。

また、パブリックコメントでは、3,504人、延べ5,380件に及ぶ意見が寄せられておりま

して、これらの意見や議会などの議論も踏まえ、一部修正をした上で、本年、19年2月に市議会に提案しております。

この間、フォーラムや意見交換会など、直接市民の意見を聞く場も設けておりますので、この条例案は本当に市民の手づくりでできたものというように考えております。

一方、条例案を審議する市議会の方も、この間、代表質問、予算・決算の特別委員会、少子化対策・青少年育成調査特別委員会、そして文教委員会といった場で何度も取り上げられ、賛否両論、さまざまな議論が闘わされてきております。ただ、議会での最終的な結論は、先ほど市長からもお話がございましたが、賛成少数で否決ということでした。

ここで、否決になった理由ですが、集約するところ、子どもの権利そのものに対する反対ではなく、市民に子どもの権利というものがまだ広まっていない中で条例化してしまうことにより、権利が正しく行使されず、学校現場などに悪影響を及ぼすというなおそれがあるというお話でした。

札幌市といたしましては、こうした経過を踏まえ、再提案に向け、子どもの権利とは何か、なぜ条例をつくらうとしているのかということを広く市民の皆様にお伝えしていきたいと考え、新たにイラスト等を用いてわかりやすくまとめたパンフレットを作成し活用するなど、現在、広報・PRに鋭意努めているところでございます。

また一方で、さきの条例案における課題もございまして、その大きなものが、条例案作成の際にいわば先送りの形になっておりました救済制度の検討でございます。札幌市といたしましては、再提案に向けては、この救済制度の枠組みをあわせて検討して、同時に提案する形にする方が効果的と考えておまして、今回、このための審議をお願いすることでこの検討会議を設置することとさせていただいたものでございます。

次に、条例案の内容をあわせてお話しさせていただきます。

否決された条例案ではございましたけれども、内容的には随分と議論を深めてつくられたものでございます。

お手元に、資料5として、札幌市子どもの権利に関する条例案ということで、全文を配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

初めに、前文でございますが、ここには、子どもの権利の理念、子どもが権利を行使する際の考え方、子どもの権利を保障するに当たっての大人の果たすべき役割、さらに、条例制定の意義などが盛り込まれております。

次に、第1章 総則ですけれども、目的の次の第2条、定義をごらんいただきたいと思います。

条例案では、子どもの定義は、子どもの権利条約と同様、原則18歳未満としております。次に、子どもが学び、生活する場として、育ち学ぶ施設を定義しています。

次に、第2章 子どもの権利の普及です。

ここでは、第5条に、子どもの権利について市民の関心を高めるために、子どもの権利

の日というものを上げております。日にちとしては、国連で条約が採択された11月20日ということで決めております。

続いて、第6条の学習等への支援です。

ここでは、子ども、市民、それぞれの子どもの権利の学習というものを上げております。これまで、子どもの権利と義務のことについて多くの議論、ご意見をいただいております。例えば、子どもには権利を教える前に、義務を教えるべきではないかとか、このような条例ができるかわがままな子どもがふえるのではないかというようなご意見であります。

札幌市としては、子どもの権利について、その理念を子どもを含めた市民の皆様にも広く知っていただく、そのことがまず第一であると考えております。自分の権利を正しく学び、行使する経験を積み重ねることで、相手の権利も尊重できる自立した社会性を身につけた大人に成長していくものだと考えております。このことから、第1項で、子どもに対する権利の学習の支援としまして、条例案では、お互いの権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとするという規定を入れております。

次に、第3章 子どもにとって大切な権利でございます。

これは、札幌の子どもたちにとって具体的にどのような権利が大切なのかを明記している章でございます。子ども委員会の提案をもとに、安心して生きる、自分らしく生きる、豊かに育つ、参加するの4区分で合計21の権利を上げております。

第7条第2項は、他人の権利の尊重規定です。先ほども申し上げましたが、パブリックコメントの市民意見におきましても、権利、自由だけではなく、責任、義務についても子どもが理解できる条文にすべき、権利の濫用にならないような規定を置くべきといった意見をお寄せいただきました。

札幌市といたしましても、子どもが権利を行使する際に、他の人の権利を侵害してはならないということは当然のことであり、この趣旨をわかりやすく示すために、第3章 子どもにとって大切な権利の冒頭部分に、子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりませんという規定を明記したものでございます。この権利の中には、第10条にありますように、札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合う権利や、地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していきける権利など、他都市には見られない札幌市独特の項目も上げております。

次に、第4章 生活の場における権利の保障でございます。

初めに、第1節として、家庭での権利保障を上げております。

第12条第1項では、保護者を、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者として、年齢や成長に応じて適切な支援を行うよう努めなければなりませんと規定しております。また、昨今、虐待が大変ふえているような状況を踏まえ、第13条で虐待・体罰の禁止をはっきり規定しております。

次に、第2節として、学校や施設など、育ち学ぶ施設における権利の保障を上げております。

ここでは、まず、第14条で育ち学ぶ施設関係者の役割を明記した後、第15条で開かれた施設づくりということを上げています。また、昨今、いじめが大変大きな問題になっていることを踏まえ、第16条では、いじめの防止をはっきりと規定しているところです。さらに、第17条で虐待及び体罰の禁止を、第18条でそれらが引き起こされた後の関係機関等との連携や事前の研修についても規定しています。また、第19条では、子どもに対する不利益な処分等を行おうとするときには、あらかじめ子ども本人から事情を聞く機会を設けるよう努めるものとするという規定も設けております。

次に、第3節として、地域における権利の保障を上げております。

第20条では、市民、事業者の役割を明記しております。続いて、第21条では、子どもの居場所に関する規定を置いています。これは、単なるハード面だけではなく、時間や仲間などソフト面を含めてのものとなります。さらに、第22条では、地域における自然環境の保全、第23条では、地域での子どもの見守りなど安全で安心な地域という規定を上げております。

次に、第4節は、参加・意見表明の機会の保障に関する章でございます。

初めに、子どもの意見表明、参加は非常に重要なことから、第24条において、全市の育ち学ぶ施設、地域での子どもの参加の機会の促進に努めるものと規定しています。

次に、第25条では、市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見の反映というものを上げております。これは、例えば児童会館とか学校、動物園、公園など、子どもが利用する市の施設について、可能な限り子どもが参加し、意見を聞いて運営や建設、改築などを行うべきというものでございます。

次に、第26条において、市が開催する審議会等への子どもの参加を上げています。これは、市が子どもにかかわる事項を検討する審議会等を立ち上げるときには、子ども自身の参加についてできるだけ配慮するというほか、もし時間なり専門性の問題で直接参加できないとしても、審議会等においては、アンケート調査などで意見を聞くなど、可能な限り子どもの意見を大切にしていくことを示す規定となっております。

最後に、第27条で、参加、意見表明に当たって、子どもが理解し、意見を形成しやすくするための支援となる、子どもにわかりやすい情報発信等の規定を上げております。これら、審議会等への子どもの参加や子どもの視点に立った情報発信などは、他都市には余り見られない条項でありまして、子どもの参加や意見表明の機会の保障について、この条例案では手厚く規定するというところで考えております。

次に、第5節は、子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障として、お互いの違いを認め尊重する社会の形成というものを上げております。

この章は、いわゆるマイノリティーの権利保障に関する章であります。障がいや民族、国籍、性別など、差別や不利益を受けやすい状況にある子どもたちの権利保障でございます。市民の役割と市の役割をあわせて掲載しております。

次に、第6節として、子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援というものを上げて

おります。

なぜ、子どもの権利保障なのに大人を支援するのかということですが、子どもと直接かかわる保護者とか学校、施設の職員などがストレスを抱えていては、真に子どもの権利を保障する環境にはならないのではということ、その大人たちを重層的に支援していこうではないかという観点からこの節を設けたものでございます。

次に、第5章 子どもの権利の侵害からの救済でございます。

ここでは、子どもからの相談等に当たって、第32条では、関係機関等との連携を図るという規定を設け、第33条では、権利侵害を受けた子どもに対する迅速で適切な救済を図るための制度を設けるという規定を上げております。この救済制度の創設につきましては、条例制定後、制度の態様や既存の相談、救済機関との役割分担等について別途検討を進めていくというようなことになっておりました。

続いて、第6章は、施策の推進という章です。

第34条では、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を推進すること、次に、第35条では、子どもの権利に関する総合的な推進計画を策定することという内容でございます。

最後に、第7章では、子どもの権利の保障の状況を検証する子どもの権利委員会の設置を上げております。

この委員会では、例えば、子どもの参加の状況といった子どもの権利保障に関することがきちんと実行されているかどうかを検証するところでございまして、委員には15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱するというような内容になっております。

なお、この条例案の特徴的なことといたしまして、子どもを含めた市民の皆様がこの条例に親しみを持っていただきたいということで、前文から本文を通して、いわゆるですます体の形で条文を作成しております。これは、札幌市の条例では初めての取り組みでございました。

以上が、平成19年第1回定例市議会に提案した条例案の内容でございます。

とりあえず、一たんの説明はここまででございます。

○座長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方からこれまでの経過についてお話がございましたけれども、確認しておきたいこと、あるいは、質問がございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○座長 ないということですので、次に、具体的な諮問事項につきまして事務局の方から説明していただきます。よろしく申し上げます。

○大古課長 続きまして、諮問事項のご説明をさせていただきます。

初めの市長からのごあいさつと一部重複するところもあろうかと思いますが、私から、今回の諮問事項につきまして簡単にご説明させていただきます。

お手元に諮問書を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

ただいまの経過の説明でも触れましたが、平成元年、1989年に国連で採択され、その5年後、平成6年、1994年に我が国も批准いたしました子どもの権利条約の理念を、ここ札幌の現状に基づいて、条例という形で具体的に定める必要があると考えております。このことにより、家庭、学校、施設、地域など、子どもにかかわりのあるさまざまな場面で子どもの権利の保障がさらに推進され、市民と市が一体となって子どもたちの健やかな成長・発達を支援することができるのではないかと考えているところでございます。

さらに、残念ながら、さまざまな原因で権利の侵害を受け、悩み苦しむ子どもたちがいることに対し、そうした子どもたちを救済するための制度の創設が必要であると考えております。したがって、当検討会議におきましては、さきに議会に提案させていただいた当初の条例案を基本として、よりよいもの、市民にご理解いただけるものとするためにはどのような工夫が必要なのか、さらには、救済制度につきましては、具体的な機能や権限などはもちろん、子どもにとって身近で利用しやすいものとするためにはどのような制度が求められるのかなど、基本的な枠組みを検討していただきたいと考えております。このようなことから、救済制度を含めた条例全体の考え方についてまとめていただきたく、諮問させていただいたものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○座長 ただいまお手元にある資料に基づいて諮問事項について説明をしていただきましたけれども、この点について何か質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○B委員 ここに、救済制度の基本的な枠組みに関する事項ということと、救済制度を含めた条例全体に関する事項という二つがあるのですけれども、この2があらわしている内容は、既に提案されている条例案に書かれている項目そのものについても検討してよろしいと考えていいでしょうか。

○座長 今の質問に対して、何か事務局の方で考え方はありますでしょうか。

○大古課長 説明の方でも述べさせていただきましたように、条例案を基本にということと、全体についても考えていただくようなことで考えておりますので、前の条例案に加え、よりよいものというような形で審議をしていただければと思っております。

○座長 よろしいでしょうか。

○B委員 わかりました。

○座長 ほかに何か質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○副座長 この条例の中で、実際に救済が必要なものとは、どのようなものをイメージしたらよろしいでしょうか。救済制度の対象になる救済ということは、どのような事柄を想定したらよろしいかということをお尋ねしたいのです。

○大古課長 我々の方では、権利侵害全般ということとを考えておりますけれども、どこまで踏み込んで救済制度をつくるかという部分についても、あわせてご検討いただきたいと

思っております。今、我々の方で、ここまでの権利侵害について考えてくださいというような部分ではございませんので、よろしくお願ひします。

○座長 我々が主体的に考えていいということですね。

○大古課長 はい。

○座長 諮問事項について、ほかに何か質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○座長 なければ、この点についてはこの辺で終わりにいたします。

それでは、ただいまの諮問事項について答申をまとめるのが我々の役割でありますので、そのためにお互いに力を尽くすようにしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ところで、この検討会議ですけれども、市の方から、この会の進行上、特に留意しておく点がありましたらおっしゃっていただけないでしょうか。

○大古課長 それでは、私の方から、検討会議運営に当たっての留意事項を何点かお話しさせていただきます。

まず、この検討会議の位置づけでございますが、資料6、札幌市子どもの権利条例検討会議設置要綱と資料7、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱をお手元に配付させていただいております。この検討会議は、これらの要綱等の関係規程に基づきまして、原則として公開で開催させていただきたいと考えております。

ただし、議論の過程で、個人のプライバシーにかかわることも含まれるような場合も考えられますので、その際には、その都度、会議にお諮りし、公開・非公開の決定をしていただくこととなります。

また、検討会議の議事録につきましては、事務局で作成させていただき、各委員に発言内容を確認していただいた上、ホームページで公開したいと考えております。

なお、公開する際には、忌憚のない議論を期待するという趣旨で、発言者の氏名ではなく、A委員、B委員というような形で公開したいと考えております。

それから、これは全体へのお願いでございます。傍聴者の方々に、今後の検討会議の参考にさせていただくため、意見記入用紙を配付しております。委員の皆様には資料8として配付しておりますが、この記入用紙は傍聴者の方にご意見などを記入していただくものでございまして、提出いただいた用紙につきましては、事務局で取りまとめ、速やかに委員の皆さんにお知らせしたいと思っております。今後の議事の参考にさせていただきたいと考えております。

また、この意見記入用紙には、傍聴される方々にご留意いただく事項を何点か挙げておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

まず、2番目に記載しておりますように、会議の開催中は私語などを慎んでいただいて、お静かに傍聴をお願いしたいと思います。また、拍手等により賛成、反対の意向を表明されたり、携帯電話をご使用されることはご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、3番目に記載しておりますように、非公開で会議を行う議決がございました場合には、速やかに退席していただきますようお願い申し上げます。

さらに、5番目に記載しておりますが、録音、写真撮影等の機材の持ち込みにつきましては、座長が許可された場合を除いてお断りしておりますので、これにつきましてもご協力をお願いしたいと思います。

以上が検討会議の運営に当たっての留意事項でございます。

○座長 ただいま、会議の進行上、留意すべき事項について説明していただきましたけれども、この点について何か質問等はございますでしょうか。

基本的には3点が示されていたと思いますが、いずれもよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○座長 それでは、特に質問がないようですので、今後、この検討会議につきましては今説明をしていただいた形で進めていくことにいたします。

それから、皆様方はお忙しい方が多いと思います。そういった意味で、会議を効率的に進めるために、この上に、さらにスケジュールがある程度見えた方がよろしいかと思えます。実は、私がこの検討会議の委員に就任する際に当たりまして、事務局の方に今後のスケジュールの検討をお願いしておりまして、さきはその案を見せてもらったわけでありませう。私としては、この程度のスケジュールがあった方がいいというふうに思いましたので、それを案としてここに提案させていただきたいと思えます。

それでは、その案について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○大古課長 引き続きまして、資料9です。

子どもの権利条例検討会議の進め方(案)に基づきましてご説明させていただきます。

今後の検討会議の大まかな流れでございますが、月に一、二回の開催を基本に審議を進めていただきたいと思いますと考えております。

各回の具体的な審議事項でございます。

初めに、2段目の第2回検討会議についてでございますが、まずは、先ほどご説明申し上げました当初の条例案につきまして、よりよいものとするため、より市民の皆様にご理解いただけるような内容とするため、一体どのような工夫が考えられるかなど、条例本体の修正事項の検討を行っていただくのはどうかと考えております。

さらに、お時間がございましたら、今後、審議していただく救済制度につきまして意見交換を行っていただきたいと思いますと考えております。例えば、現在、札幌市では、子どもたちがどのようなことに悩んでいるのかなど現状を的確に把握する必要があると考え、子ども5,000人、大人5,000人、合計1万人の市民の皆様を対象にしたアンケート調査を、民間研究機関である子どもの権利条約総合研究所と合同で実施しております。これは、去る7月から8月上旬にかけて回答をいただき、ただいま研究所の方で分析作業を進めている段階になっております。この第2回あたりでは速報値も出せるのではないかと考えておりまして、こういった資料や、さらには既存の相談機関や各種制度の現状等について議論していただき

たいと考えております。

そして、第3回目以降でございますけれども、救済制度の具体的な制度設計、例えば、求められる機能や権限の検討、組織運営のあり方などの検討など、さらには第5回目のところに記載しておりますが、制度導入に当たっての留意すべき事項の検討などを行っていただきたいと考えております。

そして、スケジュール表では、第6回目以降となっておりますけれども、条例本体の修正事項や救済制度を含めて答申をまとめていただきたいというようなスケジュールをつくっております。

私からは以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

ただいまの説明によりますと、答申はことしじゅうをめどにいたしまして、その間、大体6回から7回ぐらいということになりましようか、これをおおよそのスケジュールとするというのがこの進め方(案)の趣旨かと思えます。

皆さん方、いかがでしょうか。一応、六、七回をめどにするということですが、こういう案で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○座長 よろしければ、基本的にはこのスケジュールで進めていきたいというふうに思います。

もともと、審議のベースとしてはこの案でいいと思うのですが、私といたしましては、この案にある通常の審議のほかに、この条例の当事者である子どもとの意見交換をする場が必要なのではないかというふうに思います。

それから、救済制度の新しいあり方といいますか、さきの答申にはオンブズマンというような表現もありましたが、全国的にも先駆的な取り組みをしようというわけですから、早い段階で、その分野の有識者を招いての学習会のようなものを設けて、我々が勉強する機会も必要なのではないかというふうに思っているところでありますけれども、皆さん方、いかがでしょうか。

一つは、子どもと意見交換する場が必要だということ、それからもう一点は、いわゆる救済制度の問題に関する学習会をここで開くという考え方を私は持っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○座長 それでは、これらの点を実施することに関しては、皆さんの賛成を得たようですので、子どもとの意見交換のやり方につきましては、その時期も含めて検討していきたいというふうに思っております。また、有識者を招いての学習会に関しても、人選あるいはそのやり方について、私と事務局の方で検討していきたいと思えます。

学習会に関して、有識者の人選と予定を押しえらるということで、次回まで待てないこともありましようから、私の方でいろいろ精査しまして、ファクスあるいは電子メールと

いった手段で皆様方にお知らせして予定に組み込んでいきたいと考えております。

特にその点で問題がなければ、そういう方向で進めさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○C委員 新しい取り組みということで、有識者を呼んで学習会をするということですが、この救済制度のとらえ方ですけれども、既存の救済制度については、この学習会の中で、あるのかないのかも含めて、そういう学習会の内容も含まれているかどうか、確認させていただきたいと思います。

○座長 そのあたりにつきましては、まず我々が救済制度に関する知識を広く持ちまして、そして、それをもとにここでいろいろ議論するということが大事でありましょうから、そういったことで、現在の市の救済制度がどうなっているのかというようなことについては市の方からいろいろ説明をしていただくこととなります。そしてまた、新しいものにつきましては、全国的にもいろいろ取り組まれている部分がありますので、特に有識者の方からそれらについていろいろ説明していただく形で学習会を持ちたいというふうに思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○座長 それでは、この件につきましてはこれで終わらせていただきまして、今、私が申した、それからC委員から質問がありました救済制度ですが、救済制度についての事前の情報提供といえますか、勉強の意味で、既に他の自治体の救済制度の例を資料として持ち合わせている関係で、ここで事務局の方から紹介させていただきたいと思います。

それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

○子ども未来局伊藤係長 子どもの権利推進課担当係長の伊藤と申します。

ここからは、簡単ではございますが、私の方からご説明させていただきます。

まず、資料10、他の自治体における子どもの権利侵害からの救済に関する条例一覧というものに基つきましてご説明したいと思います。

1枚目は、救済制度に関して条例で定めている自治体を一覧にしてございます。

条例の定め方につきましては、救済制度のみを個別の条例で定めるようなやり方がございまして、こうした自治体と、それから、子どもの権利などに関する総合的な条例を定めまして、その中に救済制度についても規定している自治体と、大きく分けて二通りの自治体がございます。

まず、個別条例で定めている自治体でございますけれども、上の表の四つでございます。兵庫川西市、岐阜岐南町、神奈川県川崎市、埼玉県の4自治体でございます。また、総合条例の中に救済制度に関する規定を定めている自治体でございますけれども、下の表でございますが、大阪府箕面市、北海道の奈井江町、芽室町、岐阜県多治見市など10自治体がございます。

続きまして、1枚めくっていただきますと、1枚目でご説明いたしました自治体のうち、代表的な例といたしまして兵庫県川西市、川崎市、埼玉県の三つの自治体について取り上げ、少し詳しく説明したものでございます。

まず、川西市でございますけれども、人口規模は約16万人でございます、これは札幌市の南区と同程度の都市でございます。平成11年4月に制度の運用を開始しておりまして、日本で最初の子どものオンブズパーソン制度を設置したことで知られているところでございます。

オンブズパーソンといたしますのは、オンブズマンと同じ意味でございますけれども、第三者性、それから、調査、勧告、意見表明などの一定程度の権限を持ちまして、子どもに寄り添いながら、子どもの代弁者として子どもの権利を擁護する活動をする方のことを言っています。

川西市の救済制度については、3人のオンブズパーソンと、さらに4人の相談員、6人の専門員で構成されております。川西市で言う専門員といたしますのは、オンブズパーソンの経験者等から選任されておりまして、オンブズパーソンから情報提供あるいは専門的な知識や見識を求められた場合に活動する、オンブズパーソンあるいは相談員を助ける専門家というような位置づけでございます。

相談件数や相談内容等の内訳は、表の以下のとおりになっております。

続きまして、川崎市でございます。

川崎市は、平成14年5月に制度運用を開始しておりまして、こちらは人権オンブズパーソンということで、子どもと男女平等に関する人権を扱ってございます。また、川崎市は、平成12年12月に子どもの権利条例を制定しておりまして、日本で最初に子どもの権利条例を制定した都市でありまして、子どもの権利条例、あるいは救済制度に関する条例を持つ政令市は川崎市のみでございます。

川崎市の制度でございますけれども、2人のオンブズパーソンと4人の専門調査員となっております、子どもと男女平等の両方に対応しているところでございます。川崎市の専門調査員といたしますのは、相談と、それから、申し立て後の調査等の権限を受け持つ、オンブズマンを補佐する専門の職員ということでございます。

相談件数、相談内容等の内訳は、表のとおりでございます。

最後に、3番目は、埼玉県でございますが、こちらは平成14年11月の制度開始となっております。さきの二つの自治体がオンブズパーソン制度ということで独任制の機関であるのに対しまして、埼玉県の制度につきましては権利擁護委員会ということで合議制の機関となっております。しかしながら、やはり独立性が尊重された調査、勧告、意見表明等の権限を持ち合わせた制度となっております。

3人の権利擁護委員と3人の調査専門員、そして8人の電話相談員という制度になってございます。

相談件数、相談内容等の内訳は、表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○座長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問がございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○座長 よろしいでしょうか。

それでは、質問がなければ、もう一つ、情報として押さえておかなければならないこととして札幌市の現状についてということがあります。札幌市も、現在、さまざまな形で子どもたちの悩みの相談に対応しているわけでありましてけれども、既に資料として一覧表をいただいておりますので、この点について事務局の方から若干説明していただきたいと思っております。次いで、教育委員会の方で取り組んでいるスクールカウンセラー等の事業の概要につきましても説明をしていただきたいというふうに思います。

したがって、子ども未来局からと教育委員会からの2件について、ここで説明をしていただきます。

○子ども未来局伊藤係長 続きまして、市内の相談機関の現状について、資料11によりましてご説明をいたします。

資料には、子ども未来局、あるいは教育委員会、さらには区役所といった札幌市で設置している相談機関のほか、北海道、法務局、社会福祉法人等、公共的な機関が設けているものを中心にいたしまして、子どもにかかわる13の相談窓口をまとめてございます。この資料以外にも官民それぞれの相談窓口がございますけれども、主なものということでご理解をいただきたいと思っております。

相談の受け付け方法といたしましては、表にございますように、電話、面談等が中心となつてございますけれども、例えば、子ども未来局の子どもアシストセンターなど、メール相談を実施しているところもございます。また、受け付けの曜日、時間帯等もさまざまでございます。例えば、ナンバー6、ナンバー8の教育委員会関係の相談機関、それからナンバー11、12の児童家庭支援センターなどでは、24時間年中無休で相談を実施しております。また、児童相談所におきましては、虐待に関する相談・通報はもちろん24時間365日対応しております。

また、相談の対象でございますけれども、子ども及び保護者といったところが多いようでございますが、12番のチャイルドラインさっぽろにつきましては18歳未満の子ども専用というところが特徴的でございます。また、一言で子どもと言いましても、18歳以下であるとか、あるいは19歳、20歳未満であるとか、それぞれ対象は一律ではないようでございます。

次に、相談内容につきましては、それぞれの実施主体の業務の性格等にもよりまして、悩み全般をお受けするものもあれば、教育や非行といったある程度の分野を想定しているものなどがございます。

以上が、市内相談機関の概要でございますが、2枚目以降に重立った窓口の18年度にお

ける相談件数、対象者、相談内容の内訳を一覧にしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

子ども未来局からは以上でございます。

○座長 教育委員会の方から、よろしく願いいたします。

○教育委員会佐藤指導担当係長 事務局の教育委員会指導室の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

座って失礼いたします。

今、説明がございました相談機関とあわせて、子どもの困りや悩みへの対応にかかわって教育委員会が実施しております取り組みがございますので、概要をご紹介しますいただきます。

学校におきましては、担任や養護教諭などを中心として、子どもの相談に応じながら助言や指導等を行うなど、きめ細やかな指導の充実を図っているところでありますが、こうした日常的な取り組みに加えて実施している取り組みがございます。

今、子ども未来局からありました資料11の5枚目のプリントでございますが、ごらんください。

大きく二つございます。

まず、教育委員会が行っておりますスクールカウンセラー活用事業についてご紹介いたします。

本市においては、平成17年度から、市立の全中学校98校と全高等学校8校にスクールカウンセラーを配置しております。また、平成19年度においては、これまでの配置に加えて、市立全小学校207校に対して年間18時間の派遣を行っております。このスクールカウンセラーにつきましては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する方でありまして、各学校において、不登校やいじめなどの悩みを抱える児童生徒へのカウンセリングや、当該児童生徒の保護者、また教員に対する助言・援助などを行っているところであります。

なお、所管は、教育委員会指導室となっております。

次に、相談機関ということではございませんが、救済制度という点にかかわりのある取り組みとして学校体罰事故調査委員会がございますので、ご紹介させていただきます。

学校では、保護者や校長が学校において体罰等の不適切な教諭のかかわりによって子どもの権利が侵害されている疑いのある事実を認識した場合、校長は児童生徒及びその保護者等への対応に当たるとともに、体罰事故調査委員会を設置しまして、委員によって教員、児童生徒及びその保護者等から事情を聴取し、事実関係の把握に努めております。

なお、委員につきましては、校長が行う調査の透明性、公平性を担保するため、校長会や札幌市PTA協議会のほか、学校関係者以外の第三者にも加わっていただいております。

所管は、教育委員会教職員課となっております。

以上で、教育委員会の取り組みについてのご報告を終わらせていただきます。

○座長 ありがとうございます。

ただいまお二方から説明がございましたけれども、その説明につきまして何か質問はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○座長 それでは、札幌市の現状についての説明はこの辺で終わりにしたいと思います。

さて、きょうは、これからの議論に必要な情報といいますか、知識の習得ということで、事前に渡された資料について事務局等から説明を受けたわけです。次回からは、本格的な議論ということになりますけれども、まず、今回は、主に条例本体の修正事項の検討を行いたいと思います。そのことから、事前にご意見などをまとめられる方がいらっしゃれば、そのご意見を事務局に提出していただきたいというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方から、次回の日程などの連絡事項があればよろしくお願ひしたいと思います。

○大古課長 それでは、次回の日程でございますけれども、先に私どもで皆様の日程をご確認させていただいております。そこで、9月18日火曜日ですけれども、時間は若干おくらせて18時30分からとさせていただきますと存じます。

○座長 次回の日程ということで、9月18日火曜日午後6時半からということですが、場所についてはまだ決まっていますか。

○大古課長 場所は、同じ会場を押さえておりますので、こちらの方になると思います。

改めて、通知文に場所等を記載させていただきますので、ご確認いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○座長 それでは、日時、場所の話をしていただきましたが、皆様方、都合は大丈夫でしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○座長 それでは、今回は9月18日火曜日6時半から、この場所で行うことにしたいと思います。

これで、予定しておりました議事は全部終了いたしましたけれども、何か皆さん方の間で話しておきたいということがございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○座長 それでは、きょうは第1回目ということもありまして、私がふなれなためにいろいろと皆さん方にご不便をおかけした点があるかと思っておりますけれども、この辺で終わりにしたいと思います。

○大古課長 最後に、事務局から簡単な事務連絡をさせていただきます。

資料の方は、先ほど申し上げましたように、あらかじめ送れるものは開催案内と一緒に事前に送らせていただきます。

最後に、お帰りの際ですが、正面玄関はもう閉鎖されておりますので、一度、地下1階

までおりにいただきますと、時間外の出入り口がございますので、そちらの方を利用していただきたいと思います。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、お間違いのないようによろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

3. 閉 会

○座長 それでは、すべて終了しましたので、これで終わりにしたいと思います。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上